

○効率的な早期整備の手法はどうあるべきか

○効率的な早期整備に関して国の支援はどうあるべきか

○効率的な早期整備のための事業主体はどうあるべきか(自治体の責務、住民負担の公平性など)

【市町村長アンケートとりまとめ意見を踏まえた議論のたたき台】

① 未普及地域早期解消のための財源確保

《市町村長アンケート取りまとめ意見》

- ・市街化調整区域などの未普及地域の早期解消を図り、公衆衛生を向上させるための汚水処理整備の重要性は認識しており、厳しい財政状況の下、整備推進に必要な財源・予算の確保が課題となっている。

《浄化槽における現状・取り組み》

- ・市町村が生活排水処理を促進する地域において、浄化槽の計画的な整備を図るため、個人設置型と市町村設置型の浄化槽について、それぞれ国庫補助制度を設けているところ。

② 国の財政的支援が必要

《市町村長アンケート取りまとめ意見》

- ・未普及解消を図る上では、補助率アップを含めた、財政的支援の期待が大きい。

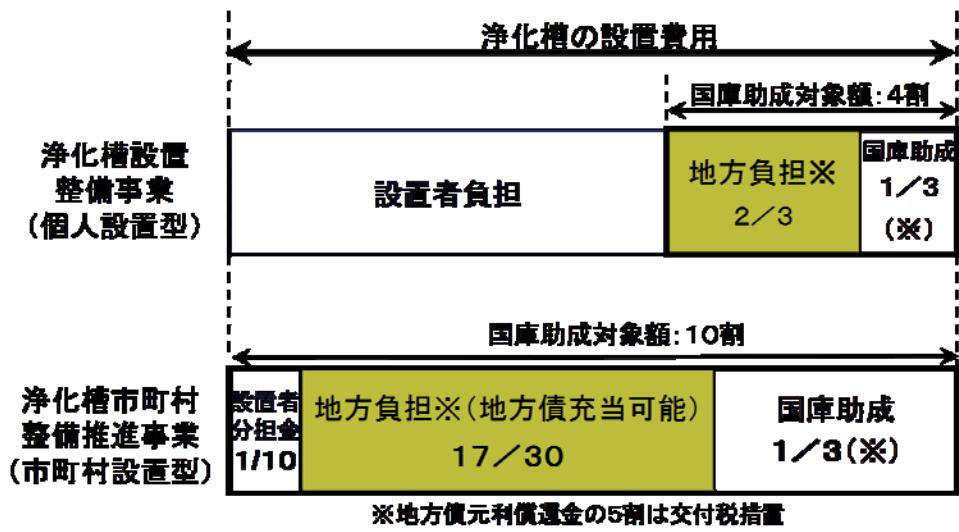
《各汚水処理事業における共通の現状・取り組み》

(有識者委員会(第5回) 資料4－1 「②国の財政的支援が必要」 参照)

《浄化槽における現状・取り組み》

- ・市町村が生活排水処理を促進する地域において、浄化槽の計画的な整備を図るため、個人設置型と市町村設置型の浄化槽について、それぞれ国庫補助制度を設けているところ。
(第5回委員会資料4－3 「①未普及地域早期解消のための財源確保」 の資料参照)

○図 個人設置型と市町村設置型(第4回委員会資料3「④行政・住民との費用バランス、使用料の適正化」の図再掲)



③ 地域実情を踏まえ、住民理解を得たうえでの早期整備推進

《市町村長アンケート取りまとめ意見》

- 事業推進にあたっては、高齢化が進むなか、地域の特性や実情を十分踏まえ、汚水処理整備に伴う負担などについての地域住民の理解を得たうえで、下水道の他、合併処理浄化槽の設置・普及により、早期整備の推進を図ることも肝要である。

《浄化槽における現状・取り組み》

- し尿くみ取りや単独処理浄化槽を使用している世帯については、生活雑排水を未処理で放流していることから、合併処理浄化槽への転換を進めているところ。ただ、単独処理浄化槽の場合は水洗化が実現しているため、水洗化というインセンティブが働かない、転換のための追加的な負担が必要となる、一般家屋の寿命と同程度であることから、転換が進まないといった課題がある。(第4回委員会資料3「③個人設置型浄化槽の適正な維持管理」の資料再掲)

《ヒアリング自治体の意見・データ》

- 公共下水道事業認可区域において、平成17年度に流域下水道認可区域を縮小変更し、浄化槽整備区域を設けてPFI方式による浄化槽市町村整備推進事業を開始。6年で設置、10年の事業で450基(戸数の90%)の設置を目指している。(大阪府富田林市)
- 平成20年度に汚水処理基本構想を見直すにあたり、PI手法を用いた民意の把握・集約に努め、アンケート結果を踏まえて集合処理からPFI手法による浄化槽エリアへと見直し、翌21年度に基本構想を策定した。(岩手県紫波町)

④ 個人設置型浄化槽の効率的な普及促進・支援

《市町村長アンケート取りまとめ意見》

- ・現在実施中の個人設置型浄化槽については、より効率的な普及促進を図るため、さらなる財源の支援と制度の拡充が期待される。

《浄化槽における現状・取り組み》

- ・浄化槽設置に係る国庫補助制度については昭和 62 年度から実施されており、浄化槽の設置を行う個人に対して市町村が設置費用を助成し、その助成費用の一部を国庫補助している（個人は 6 割負担）。一方で、平成 6 年度からは個人の負担が大幅に軽減される市町村設置型浄化槽に対する国庫補助制度がスタートし（個人は 1 割負担）、市町村設置型の整備事業を進める市町村も増加しつつあるものの、市町村の事務負担、財政負担も増加することから、平成 21 年度末時点で同事業を実施する自治体は 209 市町村にとどまっている。こういった市町村の実状も踏まえ、個人設置型、市町村設置型の両事業を組み合わせて未整備地域における浄化槽の導入促進を推進しているところ。

⑤ 効率的な整備推進のための計画見直しと整備手法の転換

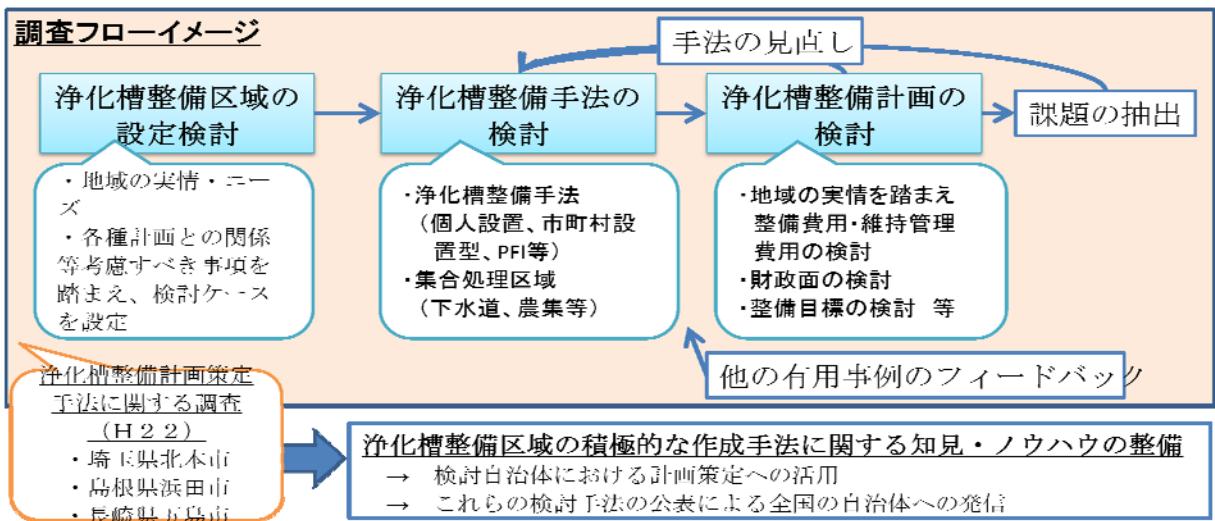
《市町村長アンケート取りまとめ意見》

- ・未普及地域においては、早期普及促進のため、下水道整備区域の見直しを含め、より一層効率的な汚水処理整備手法を検討し、計画の見直し策定を行う。また、個人設置型から市町村設置型浄化槽事業への転換を検討するとともに、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を推進することも必要。

《浄化槽における現状・取り組み》

- ・平成 22 年度から浄化槽整備区域設定支援事業において、財政面や体制、ノウハウ不足等の課題から浄化槽の整備が十分進んでいない市町村（埼玉県北本市、島根県浜田市、長崎県五島市）をモデルとして選定し、効率的に浄化槽整備が可能な区域の設定を行う市町村を都道府県と環境省が支援した。

図 浄化槽整備区域設定支援事業



《ヒアリング自治体の意見・データ》

- ・公共下水道事業認可区域において、平成 17 年度に流域下水道認可区域を縮小変更し、浄化槽整備区域を設けて PFI 方式による浄化槽市町村整備推進事業を開始。6 年で設置、10 年の事業で 450 基（戸数の 90%）の設置を目指している。（大阪府富田林市）
(第 5 回委員会資料 4-3 「③地域実状を踏まえ、住民理解を得たうえでの早期整備推進」の資料参照)
- ・平成 20 年度に汚水処理基本構想を見直すにあたり、PI 手法を用いた民意の把握・集約に努め、アンケート結果を踏まえて集合処理から PFI 手法による浄化槽エリアへと見直し、翌 21 年度に基本構想を策定した。（岩手県紫波町）
(第 5 回委員会資料 4-3 「③地域実状を踏まえ、住民理解を得たうえでの早期整備推進」の資料参照)

※①～⑤は「汚水処理施設の早期整備について（設問 II）」のアンケートとりまとめ結果である。

（設問 II-1）未普及地域解消のため、早期に汚水処理施設の整備を進めるための課題あるいは対応策についてのお考えをご記述ください。